

森ノ宮医療大学

研究活動における不正行為に対する相談・告発に関する取扱い細則

平成27年4月1日制定

平成28年3月22日改定

平成28年9月20日改定

平成29年4月1日改定

(目的)

第1条 この細則は、森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為に関する規程に基づき、相談・告発受付窓口（以下「窓口」という。）に通報された研究活動における不正行為に対する相談・告発に関する取扱いについての基本的事項を定めるものとする。

(対応責任者)

第2条 相談・告発の受付から調査・判定・公表に至る責任者は、森ノ宮医療大学における研究活動上の不正行為に関する規程に定める最高管理責任者および統括管理責任者とする。

2 通報された相談・告発は速やかに最高管理責任者、統括管理責任者に報告される。

(相談・告発の取扱い)

第3条 原則として、告発は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。ただし、匿名の告発があった場合、内容に応じ、顕名の告発に準じた取扱いをすることができる。

2 告発を受け付けた場合、窓口は告発者に告発を受け付けたことを通知する。告発の意思を明示しない相談については、その内容を精査・確認し相当の理由があると認めた場合は、窓口は相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。

3 研究不正行為が行われようとしている、または求められているという相談・告発については、統括管理責任者に報告され、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、最高管理責任者、統括管理責任者はその内容を精査・確認し、相当の理由があると認めたときは、本学が被告発者に警告を行うものとする。

5 本学が被告発者の所属機関でないときは、被告発者の所属研究機関に事案を回付することができる。

(告発者・被告発者に対する取扱い)

第4条 本学は、不正行為に関する相談・告発者及び調査に協力した者に対し、相談・告発又は情報提供を行ったことを理由に解雇、降格、減給その他不利益な扱いを受けないよう十分配慮し、保護しな

なければならない。

- 2 最高管理責任者は、相談・告発者に対して不利益な取り扱いを行った者がいた場合には、就業規程における懲戒規程等関係諸規定に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密保持を徹底しなければならない。
- 4 調査事案が漏えいした場合、本学は告発者及び被告発者の了解を得て、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

(悪意に基づく告発の防止)

- 第5条 悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみを受け付けることや、告発には不正とする科学的合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査協力を求めることがあること、調査結果、悪意に基づく告発であった場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることを学内に周知する。
- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容を通知する。

(告発の受付によらないものの取扱い)

- 第6条 告発の意思を明示しない相談についても、内容に相当の理由がある場合、その事案の調査を開始することができる。
- 2 学会等の科学コミュニティや報道等により本学所属研究者・研究グループの不正行為の疑いが指摘された場合、またはインターネット上に本学所属研究者・研究グループの不正行為の疑いが掲載されていることを確認した場合は、原則として不正に関する合理的理由が示されている場合に限り、本学窓口に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この細則は平成27年4月1日から施行する。
- 2 この細則は平成28年3月22日から施行する。
- 3 この細則は平成28年9月20日から施行する。
- 4 この細則は平成29年4月1日から施行する。